

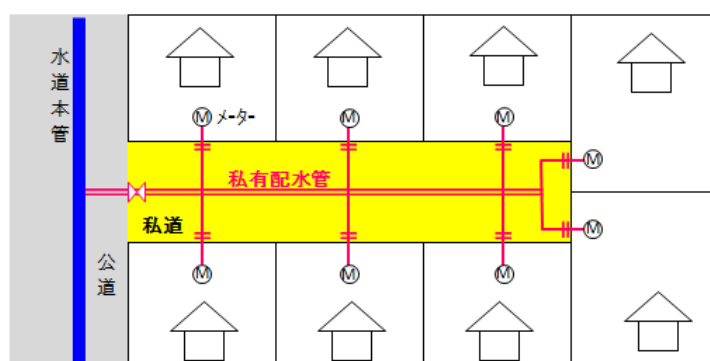
私有配水管更新補助金交付制度Q&A

【制度の概要, 目的などに関すること】

Q1-1. 私有配水管とは何ですか？

A1-1. 水道本管と同等の機能を有する個人所有の管で, 共同で使用されているものをいいます。

【私有配水管イメージ図】



Q1-2. 何のために補助金制度を設けているのですか？

A1-2. 上下水道局では, 局所有の水道管は計画的に更新を行っていますが, 私有配水管はお客様の財産のため局では更新を行っていません。しかし, 更新には多くの費用が必要となるため更新が進まず, 今後, ますます老朽化が進み漏水事故などの増加が予測されます。

このため, 古くなった私有配水管の更新を促進し, 漏水事故の低減と維持管理の向上を図ることを目的として補助金制度を設けています。

Q1-3. すべての私有配水管の更新工事が補助金の対象となりますか？

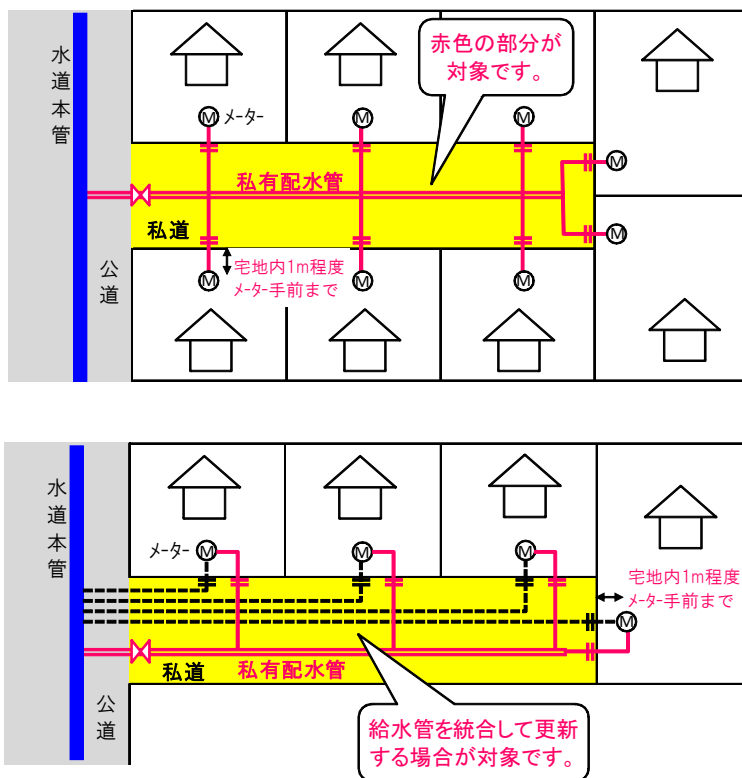
A1-3. 古くなった私有配水管を更新する場合や, 同一私道内に布設された複数の給水管を統合して更新する場合(交付対象イメージ図)で, 次の1から3の要件をすべて満たしている必要があります。

1. 給水区域内の私道に布設される私有配水管及び給水管であって, 次のいずれかに該当するもの。

- (1)漏水, 出水不良又は赤水の発生頻度が高いもの
- (2)布設後40年以上が経過したもの
- (3)布設後相当年数が経過し, 漏水, 出水不良又は赤水の発生のおそれのある経年管であること。

2. 私有配水管及び給水管の所有者, 私有配水管更新箇所の土地所有者, 水道使用者その他関係者全員の同意が得られること。

3. 賃貸住宅等で、私有配水管又は給水管の所有者が賃料等を得ているものではないこと。
 (交付対象イメージ図)

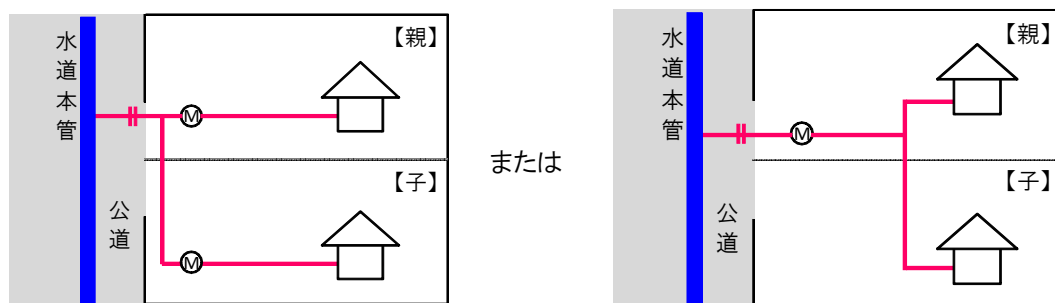


Q1-4. 補助金の交付を受けるにはどのような手続きが必要ですか？

A1-4. 私有配水管補助金交付申請書, 給水装置工事申込書, その他必要書類を提出していただくようになります。詳しくは, お客さまサービス課までお問い合わせください。

【補助金制度の対象の具体例】

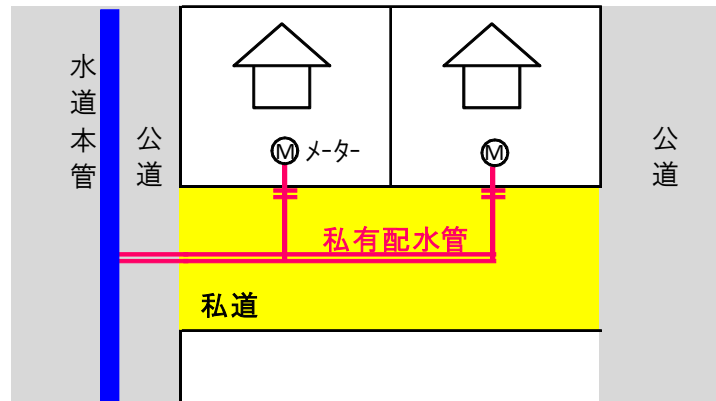
Q2-1. 下図のような, 親子(別世帯)で共同使用している場合も対象となりますか？



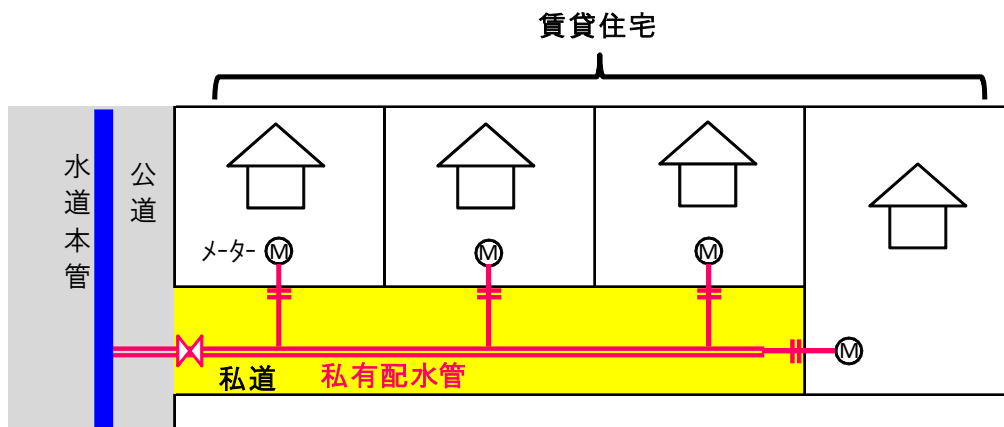
A2-1. 私道に布設される私有配水管が対象であり, 図のような場合は, 一般の交通の用に供している私道(公衆用道路)ではないため, 親子別世帯で共同使用されていても対象となりません。

Q2-2. 2件だけで共同使用している場合も対象となりますか？

A2-2. 下図のように、私道に布設される私有配水管は2件でも対象となります。

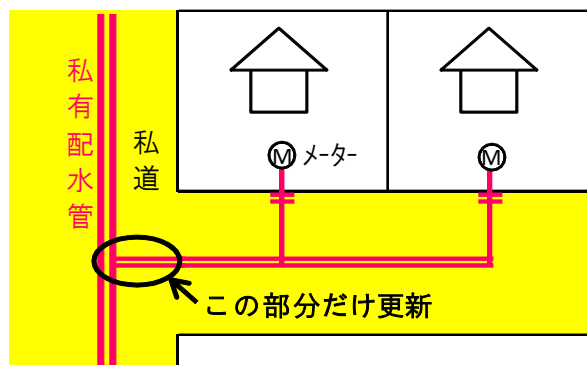


Q2-3. 賃貸住宅も対象となりますか？



A2-3. 賃貸住宅など、営利目的の場合は対象となりません。

Q2-4. 下図のような、局所的な更新を行う場合も対象となりますか？



A2-4. 古くなった私有配水管の更新を促進し、漏水事故の低減と維持管理の向上を図ることを目的としていることから、局所的な更新は対象となりません。

【補助金の交付要件に関すること】

Q3-1. 補助金交付の対象要件に「布設後相当年数が経過し、漏水、出水不良又は赤水の発生のおそれのある経年管であること。」とありますが、布設後40年以上経過していなくても対象となりますか？

A3-1. 例として、舗装工事、下水道本管やガス管など他の施設の工事をするとともに、あわせて私有配水管の更新を行うほうが合理的な場合、布設後40年以上経過していなくても、漏水、出水不良又は赤水発生のおそれがある経年管であると認められる場合は、対象とすることができます。詳しくは、お客さまサービス課までお問い合わせください。

Q3-2. 私有配水管の共同所有者のうちの1人が所在不明のため、関係者全員の同意が得られませんが、補助金の交付を受けることができますか？

A3-2. 関係者が所在不明などで、一般的に同意を得ることが非常に困難と認められる場合は、補助金の交付を認めることもありますので、お客さまサービス課までご相談ください。

Q3-3. 現在複数件で使用している私有配水管を、複数の管に分けて更新(使用)する場合は対象となりますか？

A3-3. 対象になりません。

Q3-4. 現在25mmの私有配水管を共同使用しているが、50mmに増口径して更新する場合は、すべての費用が対象となりますか？

A3-4. 増口径分は補助金の対象となりません。ただし、既設管と同じ口径では水圧不足などの問題が発生する場合は、適切な口径への増口径分も対象となります。

なお、新設にあわせて既存管を統合する場合の新設部分は対象となりません。(あくまで更新に要する費用を対象とします。)

【補助金額に関すること】

Q5-1. 補助金の額は、私有配水管の更新に要する費用のうち、水道施設の材料費(上限150万円)となっていますが、150万円以内であればすべての材料費が対象となりますか？

A5-1. 私有配水管の材料はすべて対象となりますが、私有配水管から分岐する給水管は、メーター手前(宅地内1メートル程度)までが対象となります。

Q5-2. 補助金は、「予算の範囲内で交付する。」となっていますが、予算がなくなった場合は補助金の交付を受けることができませんか？

A5-2. 補助金の交付は承認順となります。補助金の交付状況により、当年度の予算がなくなった場合は、補助金の交付はできません。